一項及び第三項に基づき同条第一項に規定する財務大臣が指定する各省各庁の長が保管する現金及び同条第三項に規定する財務大臣が指定する歳入歳出外現金出納官吏を指定する件の一部を改正する件　二二七五―二八一　二　九　238　六　一一

国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　二二八二　九　238　一　一一

国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　二二八三―二八五　九　238　七　一一

個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示　二二八六　九　238　八　一一

政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　二二八七　一一　一　一二

国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示　二二八八　一一　二　一二

政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　二九〇　一一　二　一三

国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　二九一　一一　三　二五

政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　二九二　一一　四　二六

所得税法別表第一独立行政法人の項の規定に基づき、所得税を課さない法人を指定する件の一部を改正する件　二九三　一一　四　二七

法人税法別表第一独立行政法人の項の規定に基づき、法人税を課さない法人を指定する件の一部を改正する件　二九四　一一　240　九二　二八

印紙税法別表第二独立行政法人の項の規定に基づき、印紙税を課さない法人を指定する件の一部を改正する件　二九五　一一　240　九二　二九

登録免許税法別表第三の十九の二の項の規定に基づき、自己のために受ける登記等につき登録免許税を課さない独立行政法人等を指定する件の一部を改正する件　二九六　一一　240　九二　三〇

外国為替及び外国貿易法第十六条第一項又は第三項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払等を指定する件の一部を改正する件　二九七　一一　240　九二　一

株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の十六第一項の規定に基づく特定投資指針を全部改正する件　二九八　一一　特97　二

国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件　二九九　一一　特97　一

租税特別措置法第九十三条第二項の規定に基づき、令和五年の同項に規定する平均貸付割合を告示する件　三〇〇　一八　246　二三

個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件　三〇一　三〇　四

○財務省、農林水産省

株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　三〇二　三〇　255　三〇七　四

農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件　三九　一八　二

中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件　四〇　一八　三

○財務省、農林水産省、経済産業省

株式会社日本政策金融公庫法第十七条第二項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する件　四一　一八　三

○文部科学省

史跡に指定する件　一四一　一〇　239　一

特別史跡に地域を追加して指定する件　一四二　一〇　239　三

史跡に地域を追加して指定し、名称を改める件　一四三　一〇　239　四

史跡に地域を追加して指定する件　一四四　一〇　239　五

名勝に地域を追加して指定する件　一四五　一〇　239　八

天然記念物に地域を追加して指定し、名称を改める件　一四六　一〇　239　八

天然記念物に地域を追加して指定し、一部を解除する件　一四七　一〇　239　八

天然記念物に地域を追加して指定する件　一四八　一〇　239　八

記念物を登録記念物に登録する件　一四九　一〇　239　九

令和五年度又は令和六年度において高等学校用教科用図書の検定の申請を行うことができる種目及び期間を定める件　一五〇　一一　240　九二

強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件　一五一　一五　243　一

無形文化財の文化財登録原簿への登録及び保持団体の認定の件　一五二　一七　245　九

○文化庁

私的録画に係る私的録音録画補償金を受ける権利を行使する団体の指定の件　七六　一五　二

○厚生労働省

医師法第十七条の二第一項に規定する大学において医学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令第二条第三項第三号に規定する厚生労働大臣が定める基準　三一四　一七

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件　三一五　二　234　七